

国会での憲法論議の推進及び国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の基本原則の下、我が国における平和と民主主義の発展に大きな役割を果たしてきた。今後もこの三大基本原則は、堅持されなければならない。

一方、日本国憲法の施行以来70余年が経過した今日、我が国をめぐる国際情勢や国内における社会の大きな変化を踏まえ、国民の安全及び福祉の向上に対応していくことが求められている。

このような状況の中、平成19年に日本国憲法の改正手続に関する法律の成立により、国会に憲法審査会が設置され、日本国憲法第96条に定める国民投票が可能となったが、国会での議論が進展しているとは言い難い状況である。

日本国憲法は、第98条に規定されているとおり最高法規であり、国会はもちろんのこと主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきものである。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

堺市議会

| | | |
|--------|---|----|
| 衆議院議長 | } | 各宛 |
| 参議院議長 | | |
| 内閣総理大臣 | | |
| 総務大臣 | | |
| 法務大臣 | | |
| 内閣官房長官 | | |